

## レンタカーご利用のお客様へ

この度はバジェットレンタカーをご利用いただき誠に有難うございます。  
**ご利用の前に必ずお読みください。**

**1. レンタル期間（営業時間 8:00～20:00）** ※但し、離島等提携取次店、一部店舗を除く  
予定返却時間に帰着できない場合は、あらかじめ貸出店舗に電話し、**事前に許可**を受けてください。  
(無断延長の場合保険又は補償が適用できない場合があります。)

### 2. 満タン返し

燃料は貸出時に満タンにしておりますので、返却時には**満タン**でお返しく下さい(**油種間違いにご注意ください**)。

### 3. 安心保険補償制度

対人補償・・・1名限度額 無制限（自賠責保険 3,000万円含む）  
対物補償・・・1事故限度額 無制限（免責額 5万円）※但し、離島等提携先取次店、他フランチャイズ利用を除く  
車両補償・・・1事故限度額 車両時価（免責額 5万円）※但し、JE以上の乗用車、WA以上のミニバン・ワゴン、  
マイクロバス、TC以上のトラック、特装車は、10万円  
搭乗者傷害補償 死亡・・・1,000万円(定員内) 後遺症障害・・・程度により死亡保障額の限度内  
入院・・・7,500円(1日) 通院・・・5,000円(1日) ※入院・通院は事故発生日より180日を限度とする。

### 4. 免責補償制度(任意加入) ※保険ではありません

ご契約時別途免責補償料(料金表参照)をお支払い頂きますと、万一の事故の際に、お客様の負担となる上記の対物・車両免責額の支払いが免除される制度です。

### 5. 万一事故を起こされた場合のお客様の対応及び負担について

借り受け期間中に事故が発生した場合には**警察と貸出店舗**に必ずご連絡ください。  
(無届の場合、保険金又は補償金は支払われません。)

**対物・車両免責額** (免責補償制度に加入された場合は必要ありません)

対物免責額・・・5万円      車両免責額・・・5万円又は10万円

### ノン・オペレーション・チャージ(NOC) ※非課税

万一当社の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等が発生し、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として以下の金額をその損傷等の程度や修理等の所要時間にかかわらず申し受けます。

自走して予定返却店舗に返還された場合      **2万円**

自走できず予定返却店舗に返還されなかった場合      **5万円**      **※レッカー代(実費負担)**

### 6. 補償制度が適用できないケース

下記に該当するような事故、損害及び補修費は、お客様のご負担になります。この場合、基本料金に含まれる上記の保険又は補償及び免責補償制度(対物・車両)の適用をお断りいたします。

1. 補償限度額を超える損害
2. 契約者以外の運転者(当社に届出のない運転者)による損害
3. 「契約時間の無断延長」、「酒気帯び運転」、「又貸し等」
4. 事故の際、警察及び貸出店舗への連絡を怠った場合
5. 当社の許可なく、無断で示談等を行った場合
6. その他保険約款の免責事項に該当する事故の場合
7. 当社の貸渡約款に違反して発生した事故の場合
8. 「パンクやタイヤの損傷」、「カギの閉じこみ・紛失」、「ホイールキャップの紛失」、「チェーンによる損害」、「室内の汚損」、「飛び石による損害」、「装備品の損失」、「カギをつけたまま駐車し盗難にあった場合」など。

## 7. 貸渡について

バジェットの営業所では運転免許証をご提示のうえで、簡単な手続きですすぐご利用になれます。当社のレンタカーは当社の貸渡約款に基づいて貸渡いたします。

平成19年4月1日以降現金でご利用のお客様は、免許証の他に身分証明書(保険証、公共料金の領収書、学生証でも可)のご提示をお願い致します。

運転される方全員の運転免許証をご提示ください。運転免許証は、ご利用のレンタカーを運転できる、日本国内で有効なものが必要です。1800cc以上及びスペシャリティクラスの貸渡しは、クレジットカードのご利用に限ります。現金での貸渡しに際しては、現住所もしくは本人確認ができる書類の提示をお願い致します。

現住所/本人確認書類は以下のいずれかになります。

- ・公共料金(電気、ガス、水道、NTT固定電話、NHK)領収書\*
- ・社会保険料領収書\*
- ・国税、地方税領収書\*
- ・納税証明書\*
- ・住民票\*
- ・印鑑証明\*
- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・住民基本台帳カード(氏名、生年月日、住所の記載があるもの)
- ・パスポート
- ・外国人登録原票記載事項証明書
- ・社員証、学生証(顔写真付きのもの)
- ・ご利用可能なクレジットカード

(注)\*は発行3ヶ月以内のものに限ります。

(注)連絡先として実家・親類と勤務先と携帯・ご自宅の3箇所を必ず記入していただきます。

※貸渡期間中は必ずレンタカー貸渡証を携帯してください。

※貸渡期間中の保管場所の確保、日常点検整備などを含む貸渡車両の管理者はお客様となります。

※法令の定めにより、運転者付の貸渡し、あるいは運転者の紹介・あっせんなどは行えません。

※ペットの同乗は、弊社への事前の申し出及びゲージ等に入れていただくことが必要です。万一臭い等が車両に付着した場合、クリーニング代はお客様のご負担になります。